

# 桧沢小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義及び基本認識

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

○「一定の人的関係」とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や児童会活動等の児童や、塾やスポーツ少年団等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係を指す。

○「物理的な影響」とは

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めも求められる。

上記のとらえ方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、本校でも起こりうることであり、いじめ問題に無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定するものである。

いじめ防止の基本姿勢として、以下の5点をあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気をつくる。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のための手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全の保証と関係機関との連携を図る。
- ⑤ 学校と家庭が協力していじめ防止にあたる。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

### (1) 校内組織

#### ①生徒指導委員会

##### ア 内容

月1回、児童の生活状況について情報交換し、指導の共通事項を話し合う。  
児童の学校生活に関する実態調査（アンケート）を行い、いじめの未然防止、早期発見に努める。

##### イ 委員

○生徒指導主事 担任 養護教諭

ウ 指導助言者

校長 教頭

#### ②いじめ防止対策委員会

ア 各種情報（教育相談、外部情報、実態調査、観察等）をもとに、いじめ防止に関する措置を実効的に行う。

##### イ 委員

○教頭 生徒指導主事 養護教諭 S C (当該学級担任)

ウ 指導助言者

校長

#### ③生徒指導協議会

①及び②の協議内容によっては、全体協議会を開催し、全校体制で対応にあたる。

## (2) 保護者との連携

- ① いじめの発生原因、発生場所等が学校のみではないことを前提に、児童理解を保護者と共通にし、予防的取組を行う。
- ② いじめが確認された場合には、当該児童（いじめられる側、いじめる側）の保護者への情報提供、当該児童への指導・助言方針を共有し、共に改善への措置を講じる。

## (3) 関係機関との連携

- ① 重大な事態への対応が必要とされる場合、警察署に通報し、援助を求める。
  - （重大な事態）・児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある。
  - ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。
- ② 心身に異常を認め対応が必要とされる場合、S Cに相談し、援助を求める。

## 3 いじめ防止のための取組

学校づくりにおいては、全教職員が一丸となり、「互いに相手を思いやる雰囲気づくり」に取り組む。また、教師一人一人は、「分かる・できる・使える授業」づくりのために研修を重ね、児童に基礎的・基本的な内容の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるようとする。

道徳や学級活動において、生命尊重やいじめに関わる指導を充実させる。また「いじめは絶対に許されないことである」という認識をもつことができるよう、教育活動全体を通じて指導する。さらに、見て見ぬふりをすることも、いじめに加担していることを理解できるようにする。

## 4 評価及び改善

以下3項目を総合的に判断して基本方針の改善を図り、実態に合ったいじめ防止を推進する。

### (1) 自己評価

年2回の教職員による自己評価を行い、自己の指導や児童理解、基本方針の課題を見出す。

### (2) 保護者アンケート

学校評価の一環として、年2回のアンケートを行い、児童の生活状況や人間関係等の情報収集をするとともに、基本方針の取組に関する改善点を見出す機会とする。

### (3) 教育委員会への報告

自己評価、学校評価の結果について南会津町育委員会に報告し、指導・助言を仰ぐ。